

マイナンバーカードの申請はお早めに！

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が「令和5年2月末」に延長されました。

マイナポイントの申込期限は未定です。国から新たな期限が公表された段階で、市ホームページなどでお知らせします。

市民課での手続きをご希望の際は、窓口が混雑することがありますので、余裕をもってお越しください。

マイナンバーカードがあれば…

- 運転免許証などと同様に、顔写真入りの公的身分証明書として使える（運転免許証をお持ちでない方や返納された方にオススメです！）
- 住民票の写しや印鑑証明書、税証明書などをコンビニで取得できる
- 健康保険証として利用できる
- e-Taxなどの電子申請が利用できる

…など、いろいろなメリットがあります。これを機に、マイナンバーカードを申請してみたいかがでしょうか。

■マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードはID（二次元コード）付きの申請書があ

れば、ご自分のスマートフォンやパソコンでも申し込みができます。また、全国の携帯ショップでも申請のサポートを行っています。詳細は市ホームページをご覧ください。

マイナポイント

次の①～③を行うと、合計で最大20,000円分のマイナポイントが付与されます。

①マイナンバーカードを取得された方に最大5,000円分

※マイナポイントの申し込み後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

②健康保険証としての利用申し込みをした方に7,500円分

③公金受取口座の登録をした方に7,500円分

■マイナポイント申込方法

マイナンバーカードの読み取り機能があるスマートフォンから申し込みできます。

また、市民課の特設会場のほか、郵便局やコンビニエンスストア、携帯ショップなどのマイナポイント手続きスポットでも申し込みできます。詳細は各店舗へ直接お問い合わせください。

■必要なもの

マイナポイントを市民課の特設会場で申し込みする際には、次のものをお持ちください。

- マイナンバーカード
 - 数字4桁の暗証番号（マイナンバーカード交付時に設定したもの）
 - 公金受取口座の登録を希望する方は、銀行の通帳やキャッシュカードなど、本人名義の口座の金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの
 - マイナポイントを受け取るキャッシュレス決済サービス（電子マネー・クレジットカード・専用アプリなど）
- ※決済サービスIDとセキュリティコードを確認する必要があります。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8896

※市役所以外でのマイナンバーカードの申請や、マイナポイント申し込み用端末の設置場所については、マイナポイント事業のホームページや各店舗でご確認ください。

🌐<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>



ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先進医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果・用法・容量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいいます。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

先発医薬品との違いは？

ジェネリック医薬品と先発医薬品とは、有効性や安全性につ

いて基本的に違いはありません。ジェネリック医薬品は、先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合がありますが、市販された先発医薬品でも添加剤が変更になる場合と同様に、添加剤の違いによって有効性・安全性に違いが生じないことを確認しています。

変更したい時はどうすればいいの？

まずは医師や薬剤師に相談してみましょう。

また、市民課にて「ジェネリッ

ク医薬品希望カード」を配布しています。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

年に3回

差額通知を発送しています

国民健康保険被保険者のうち、ジェネリック医薬品に変更した場合に医療費の差額が発生する方へ、差額の目安を示した通知を毎年2月、6月、10月にお送りしています。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895